



市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

市政功労者47名50団体が受賞

= 4氏3団体に教育委員会表彰 =

文化の日の3日、市では長年にわたり地方自治、社会福祉にたずさわってこられた方、児童遊園用の土地を無償提供された方など47名50団体を市民ホールに招き、表彰状、感謝状をおくり、功績をたたえ感謝の意を表しました。

また、教育委員会でも校医など4氏、3中学校のスポーツクラブの表彰を行いました。

この日、表彰状、感謝状を受けた方(団体)は次のとおりです。(順不同、敬称略)

《表彰状を受けた人(団体)》

▷田中吉治郎(西山本町2-2-17=自治振興委員)▷田中清一(南亀井町2-3-43=自治振興委員)▷榊村清(幸町1-49=自治振興委員)▷岸本歳一(桂町3-23=自治振興委員)▷河村巖(植松町3-4-18=自治振興委員)▷浅井福松(恩智523=民芸)▷岩津好子(山本町2-6-9=統計調査員)▷大江カズ子(緑ヶ丘1-63=統計調査員)▷小林実次(末広町3-6-13=民生児童委員)▷安井政義(安中町9-1-7=民生児童委員)▷塩川芳(竹淵382=民生児童委員)▷川西多嘉秋(桂町1-29の2=民生児童委員)▷大石重太郎(弓削604=保護司)▷包丁サワ(久宝寺2-2-18=母子福祉会)▷安井桑太郎(恩智293=身体障害者福祉会)▷長井丑松(太田1707=遺族会)▷松下義夫(久宝寺6-6-53=傷痍軍人会)▷阪本多一(山畑184=老人クラブ活動)▷森田興一(相生町3-4-2=商業)▷別府益男(高美町4-109=商工会議所議員)▷長沢豊二(北本町2-12-10=商工会議所議員)▷森川祐良(神立624=農林)▷木村厚行(東本町2-6-8=医師会)▷篤忠吉(太田82の1=農政)▷森田竹次郎(東本町2-3-36=農政)▷木田益雄(太田1587の2=消防)▷野際幸男(老原2-19=消防)▷平田庄治(太田1660の5=市議会議員)▷織清夫(南本町7-5-47=農業委員)▷安村清一(八尾木800の24=青少年育成活動)▷板倉一次(長池町2-20-7=青少年育成活動)▷新熊幸男(老原5-64=青少年育成活動)

▷田中博(山本町北4-6-20=社会体育)▷井上愿彦(陽光園2-5-27=社会体育)▷山口栄(光南町2-2-39=社会教育)▷山田末松(栄町1-5-41=社会教育)▷用和地区婦人会(山城町1-3-2=地域婦人会活動)

《感謝状を受けた人(団体)》

▷和田一二(幸町3-108=寄付)▷富士銀行八尾支店支店長藤井稔(本町2-9-17=寄付)▷山田正雄(亀井町4-3-18=寄付)▷荒木俊枝(大阪市生野区=土地提供)▷西村八太郎(田井中2-63=土地提供)▷藤原美代子(大阪市生野区=土地提供)▷中埜房吉(大阪市平野区=土地提供)▷大谷幸左門(大阪市平野区=下水道事業への協力)▷板倉直明(東本町3-8-26=寄付)▷八尾ライオンズクラブ(本町2-2-8八尾商工会議所=寄付)

▷三京紙工(萱振町2)▷日本精器(光町2)▷コクヨ(大阪市)▷木村工機(大阪市)▷松本油脂製菓(淡川町2)▷シャープ(大阪市)▷星電器製造(北久宝寺1)▷大和銀行(大阪市)▷富士銀行(東京都)▷三菱銀行(東京都)▷三和銀行(大阪市)▷住友銀行(大阪市)▷モリタ建設(大阪市)▷第一勧業銀行(東京都)▷太陽神戸銀行(神戸市)▷岩田良(西山本町1)▷森田特殊機工(神武町1)▷巴紙工(相生町4)▷日本産業(恩智)▷平野金属(宮町3)▷藤井毛織(大阪市)▷大阪瓦斯(大阪市)▷田中紙管(植松町5)▷大裕鋼業(東大阪市)▷ヤマトエスロン(本町1)▷近畿日本鉄道(大阪市)▷共栄化学工業(山賀町4)▷大金製作所(寝屋川市)▷光洋機械工業(大阪市)

以上3名、47団体は八尾体育会館建設資金として多額の寄付をされ、青少年育成と社会体育の振興に寄与された。

《教育委員会表彰を受けた人(団体)》

▷梁忠雄(天王寺屋129=養護学校校医)▷大西信夫(末広町4-7-13=久宝寺中歯科医)▷武藤晃三(山本町南3-5-16=北高安小歯科医)▷辰己忠治郎(竹淵5-33-1=交通安全)▷志紀中学校野球部(大阪府民体育祭準硬式野球大会優勝、第49回中河内地区中体連主催大会優勝、第25回大阪府中学校優勝野球中央大会準優勝)▷大正中学校女子ソフトボール部(第23回近畿中学校総合体育大会ソフトボールの部優勝)▷南高安中学校男子卓球部(第22回春季八尾市民体育大会個人の部優勝、中河内地区中学校夏季大会兼府優勝大会予選リーグ上位入賞、第22回秋季八尾市民体育大会団体の部優勝)

受賞された47名50団体のうちから、50年にわたり「しめなわ」を作ってこれ、郷土民芸の発展に功績があったとして表彰された、恩智523におすまいの浅井福松さんにスポットをあててみました。

浅井さんは毎年東京で開かれる日本民芸館展に3年連続入選し、全国にその名を知られています。

■まだまだがんばります——浅井福松さん(67)

「別に表彰を受けるほど大そうなことはしてませんが…」とけんそんする浅井さん。

しめなわ作りを始めたのが17歳のときというから今から50年前。わら打ち作業にかり出された先で目にしたのがきっかけという。一度自分もやってみようと思いたち、工夫に工夫を重ね出来あがった作品を小使いかせぎにでもと売りに出したところ大好評。丁度正月を控え小使い銭のほしい時期。渡りに船と本格的なしめなわ作りにとりかかった。

これを聞きつけたのが近所の若い衆。われもわれもと浅井さんに教をこうことになり、ここに本格的な恩智のしめなわ作りが始まったのである。「最盛期には家の土間に20名もの青年が集まり、足の踏み場もなかった」と笑う浅井さん。

「かんそ(元祖)」と村人が浅井さんと呼んだのはこの頃のことである。

稲刈りが終わった11月から12月にかけて作られたしめなわは、

受賞者の横顔



(写真 新作を制作中の浅井さん)

恩智地区で栽培した花を売る花屋さんの後にくっついて売って回ったそうだ。いかにも花どころ恩智らしい販売方法である。昭和も初期の話。

しかし、その後、戦争から終戦そして戦後の動乱期と続き、恩智のしめなわ作りは空白期をむかえた。世情が豪華なしめなわを必要としなかったのである。

そして、やっと世間が落ち着き始めた頃、ぼつぼつ再開された恩智のしめなわ作りに浅井さんの姿はみえなかった。恩智川の増水の際、「セキヒ」をぬきに入ってしまった傷がもとで数年間寝込んでしまったのである。

その後、体力の回復とともに再びしめなわ作りを始めたが、その目的が変わったそうだ。単なる小使いかせぎというよりも、いいものを作ろう、こう決心した浅井さんは次々と独創的な作品に取り組み出したのである。

現在、浅井さんが作るしめなわは床の間の飾り用など特殊なものに限られている。そのすべてが高い技術に裏打ちされたものであることはもちろん、特筆すべきことは、持ち前の研究熱心さから生じた独創性に富んでいるということである。浅井さんが作るしめなわは浅井さん自身が考え出し、浅井さんでしか作れないものなのだ。この高い技術プラス独創性これが日本民芸館展に3年連続入選という輝かしい実績を残させたユエンであろう。いま、浅井さんは67歳。からだの方も昨年より調子がいいそうだ。「受賞を機にまだまだがんばって作りまっさ」、わかれ際、浅井さんはこう言ってほほえんだ。

やお市政だより

第516号

2

昭和49年11月5日

市の行事

11 11 (月)	●教育 ●家児 ●心配	●法律	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00 八尾保健所
12 (火)	●交通 ●青少 ●融資		
13 (水)	●結婚 ●家児 ●教育		☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆いちよう学園作品展(～15日) 社会福祉会館 10.00-16.00
14 (木)	●家児 ●青少 ●法律	●更生	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(ク) 17.30-21.00 〃
15 (金)	●家児 ●教育 ●身障	●融資	☆近畿交通安全デー ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆3歳児検診(46年5月生まれの女児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
16 (土)	●青少		
17 (日)	●結婚 ●心配		
18 (月)	●教育 ●家児 ●心配	●行政	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所
19 (火)	●交通 ●青少 ●融資		☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
20 (水)	●家児 ●教育 ●人権		☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所
21 (木)	●青少 ●家児 ●法律	●職業	☆婦人スポーツ教室(卓球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(ク) 17.30-21.00 〃
22 (金)	●家児 ●教育 ●身障	●融資	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所
23 (土)			☆勤労感謝の日
24 (日)			
25 (月)	●教育 ●家児 ●心配	●法律	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00 八尾保健所

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

《八尾市産業展を開催》

市と商工会議所では、「豊かな生活展」をテーマに第11回八尾市産業展を次のとおり開催します。

期間中、展示品の一部の即売や植木市を行いますのでぜひご来場ください。

☆とき 11月27日(水)～29日(金) 午前9時～午後4時(27日のみ午前10時から)

☆ところ 市民ホールと商工会議所

☆展示内容 市内50社の優良品
くわしくは市産業課または商工会議所(電22-1181)まで。

《志紀文化センターがオープン》

市立志紀文化センター(志紀町西1丁目 電49-8800)が、この1日、志紀幼稚園の南隣にオープンしました。

1階は学習実習室(料理講座室) 2階は学習室、読書室、休養室(茶花道室)、大集会室になっています。各部屋を使用したい方は1階事務所までお越しください。

なお、同じ1階には志紀出張所が併設されています。

《保育ママさん募集》

八尾木共同保育所では、保育ママさんを募集しています。

保母資格の有無は問いません。くわしくは、同保育所(大字東弓削46番地 電93-4894)まで。

《近大無料法律相談》

近大法律相談部では、次のとおり無料法律相談を受け付けます。

☆とき 11月10日(日)午前11時～午後3時

☆ところ 用和小学校公民館

●身障 = 身体障害者相談

●心配 = 心配ごと相談

●結婚 = 結婚相談 いずれも13時～16時 社会福祉会館で

●家児 = 家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で

●青少 = 青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで

●交通 = 交通相談 ●法律 = 法律相談(当日予約制) ●行政 = 行政相談 いずれも 13時～16時 市民相談室で

●教育 = 教育相談 9時～ 教育相談室で

●職業 = 高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館で

●人権 = 人権相談 14時～16時 人権擁護委員会室で

●更生 = 更生相談 10時～16時 社会福祉会館で

●融資 = 中小企業融資相談 10時～12時 産業課で

《年末年始の学生アルバイト募集》

八尾郵便局では、年末年始の郵便業務を応援する男女学生(高校、大学)アルバイトを次のとおり募集しています。

☆勤務期間 12月10日～翌年1月10日頃まで(希望期間の相談に応じます)

☆募集人員 375名

☆給与 内務(区分所業) = 1時間250円以上 外務(配達作業) = 1日2,400円以上

申し込み、その他くわしくは八尾郵便局庶務会計課(電93-0542)まで。

《登記簿の閲覧には町名と地番をお忘れなく》

法務局八尾出張所では、土地や建物の登記簿を閲覧したり、登記簿の写しを請求する場合、それが所在する町名と地番(建物については家屋番号)を登記済証(権利書)などによってよく確かめてから申し出てください。

地番とは、土地についている番地のことで、たとえば「61番地」というのがこれにあたります。また、家屋番号とは建物についている番号のことで、住居表示番号(例、10番7号)で申し出されても、ご希望の土地や建物の登記簿を捜し出すことができませんのでご注意ください。

《アルバイト保母募集》

児童課では、市内公立保育所に勤務していただくアルバイト保母を募集しています。勤務時間は午前9時～午後5時です。

給与などくわしくは児童課(電91-3881 内線282)まで。

《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和49年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産税評価のための実地調査を行っています。

これらの建物は、来年度(昭和50年度)から固定資産税賦課の対象となります。調査員が調査にかかった際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を提示し、調査についてのこまかい説明をしますが、ご不審な点がある場合は、市税務課(電91-3881 内線258)までご連絡ください。

なお、この調査は昭和50年1月頃まで行いますのでご協力をお願いします。

やお市政だより

第516号

3

昭和49年11月5日

お知らせ

募集のこと

■消防吏員を募集しています

電 92-2281

市消防本部では、次のとおり消防吏員を募集しています。

☆資格 昭和25年4月2日以降に生まれ高校、短大(高専)、大学を卒業した人、または昭和50年3月卒業見込みの人(男子)

☆試験 ▷第1次 11月24日 午前9時
▷第2次 11月29日 午前9時 場所はいずれも市消防本部で

☆申し込み ▷高校-高等学校統一用紙に最近撮影の写真2枚(5cm×6.5cm)を貼付▷短大(高専)、大学-高等学校統一用紙または受験申込用紙(消防本部で交付)に写真2枚を貼付、卒業証明書または卒業見込み証明書、成績証明書各1通を添付し、11月22日(金)までに市消防本部総務課まで持参のこと。

☆給与(初任給) 高卒-72,468円以上
短大卒-80,028円以上 大卒-87,588円以上
くわしくは市消防本部総務課まで。

■保母職員を募集しています

電 91-3881 内線221

市では、次のとおり保母職員を募集しています。

☆資格 昭和13年4月2日以降に生まれた人で大学、短大または高校を卒業した人および大学または短大を昭和50年3月に卒業見込みの人

☆試験 11月24日 午前9時 市役所で申し込みなどくわしくは人事課まで。

共済のこと

■交通災害・火災共済の加入限度等が緩和されました

電 91-3881 内線228

交通災害共済、火災共済制度が一部改正され、11月1日から加入限度等が緩和されました。

＜交通災害共済＞

加入限度が1人1口から1人2口に緩和されました。2口加入の場合の共済金は、1口加入の場合の倍額支払われます。

ただし、遺児共済金は口数に関係なく1人につき20万円です。

掛け金は1人1口につき年額 400円で変更はありません。

＜火災共済＞

次のとおり契約限度が緩和されました。

●持ち家の場合……最高30口-300万円まで

●借家の場合……最高15口-150万円まで

また、本年度より火災共済についてのみ、課税所得控除の証明書(3,000円まで)の交付ができるようになりました。

なお、交通災害共済の共済金、火災共済の掛け金と契約限度など、くわしくは公聴課公聴係まで。

消防のこと

■消防本部(署)が移転します

電92-2281

かねてより新築中の消防庁舎の完成にともない、次のとおり消防本部(署)が移転します。

☆新所在地 高美町5丁目7番地(下図参照)

☆業務開始日 11月15日(金) 14日までは現在地で業務をとり行います。

なお、新庁舎に移転後、現庁舎は消防出張所となります。



血液のこと

■血液代金の自己負担金を日本赤十字社が支払います

電06-962-7001(赤十字血液センター)

昭和49年4月1日以降に輸血を受け、その血液代金(自己負担金)を医療機関に支払った場合、日本赤十字社によってその自己負担金分(健康保険などの公的給付を受けられない分)が次のとおり支払われます。

これによって、血液代金は実質的に無料になります。

☆申請できる人 原則として輸血を受けた人。ただし、輸血を受けた人が申請できない事情がある場合は代理の人。

☆支給対象血液 薬価基準にのっている健康保険が適用される血液(全血製剤及び血液成分製剤)

☆支給額 血液代金の自己負担金額。ただし、高額療養費制度を実施している社会保険に加入している人は1カ月、1医療機関あたり3万円を限度とします。

☆申請 医療機関に血液代金自己負担金を支払った日の翌日から起算して1年以内に、医療機関、血液センターに備えつけの申請書に必要事項を記入、輸血を受けた医療期間で証明を受けて大阪府赤十字血液センター(大阪府城東区森之宮2-4-34)までお送りください。

くわしくは同センターまで。

学校給食のこと

■来年度学校給食物資納入業者の登録申請を受け付けます

電 41-1561

市教委では、来年度学校給食物資納入業者の登録申請を次のとおり受け付けます。

☆受け付けする業種 めん類および小麦粉等の穀類、いも類(こんにゃくを含む)、卵類、野菜類、魚介類およびその加工品(冷凍魚を含む)、果実類(果実カンを含む)など
☆申請書の交付 11月18日-30日
☆申請書の受付 11月25日-12月7日
資格などくわしくは市立給食センター(千塚333の1)までお問い合わせください。

老人のこと

■老人健康診査を必ず受けましょう

電 91-3881 内線279

満65歳以上(49年4月1日現在)の方を対象に、今年も老人健康診査を次のとおり行います。

この健康診査は病気の早期発見、早期治療のために行うものですが、現に治療を受けておられる方も受診することができます。該当する方はぜひお受けください。

☆期間 11月1日-30日

☆受診方法 八尾市医師会に加入している近くの医院で受けてください。

☆持って行くもの 健康保険証、老人医療証、健康診査記録表(地区の老人クラブ会長宅または社会課にあり)

☆費用 無料

なお、該当する人で被保護世帯の方は、健康保険証、老人医療証のかわりに福祉事務所で証明書の交付を受け、それをもって医師会に加入している近くの医院に行き、受診してください。

くわしくは社会課社会係(社会福祉会館内)までお問い合わせください。

成人祭のこと

■市教委では、はたちの声を募集しています

電 91-3881 内線482

市教委では、来年1月15日に成人祭をむかえる人たちの「はたちの声(作文)」を募集しています。

☆応募できる人 昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた市内在住者

☆字数 400字づつ原稿用紙3枚以内

☆内容 とくに制限はありませんが、成人になった感想、決意、社会観などを書いてください。

☆締め切り日 12月21日

☆提出 教育センター内社会教育課(清水町1-1-6)まで。郵送可。

町名地番改正のこと

■第17次町名地番改正が行われます

電 91-3881 内線374

市では、大字区域および地番の混乱から生じる障害を除くため、次の区域の町名地番改正を行います。

☆実施区域 大字植松、安中、老原、天王寺屋、弓削、二俣、今井、別宮および成法寺の各一部と大字八尾の全部の区域。(下図区域内、新しく山本町南8丁目、天王寺屋1-2丁目、志紀町1-3丁目、弓削町1-3丁目、弓削町南1-3丁目となります)

☆実施期日 昭和49年11月18日から

これら実施区域内に居住されている方、および事業所には実施直後に新しい町、丁目、地番をお知らせします。

☆市役所公簿などの住所の書き替え

①戸籍、住民基本台帳、印鑑登録などの公簿は市役所で新町名地番に書き替えます。

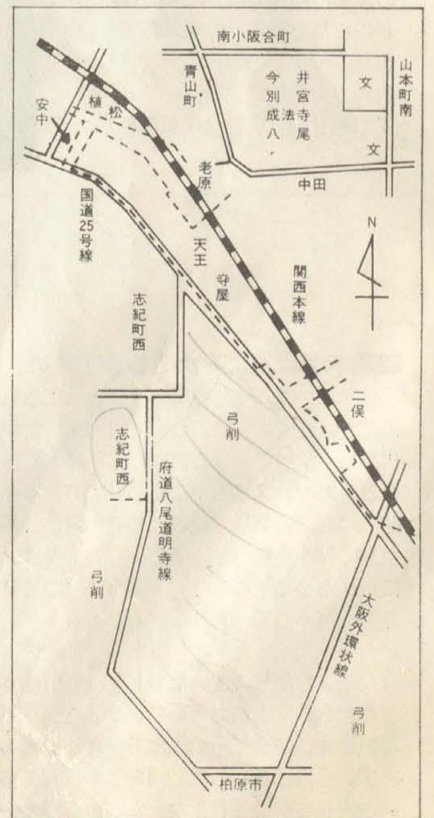
②実施区域内に土地、建物を所有しておられる場合、登記物件の表示変更は登記所が職権で書き替えてくれます。しかし、所有者の住所が実施区域内の旧大字と地番で登記してあるときは、各自住所変更の手続きをしなければなりません。ただし、この変更手続きはすぐにしなくても随時行っていたいで結構です。

③自動車運転免許をはじめ、各種免許証をお持ちのかたも随時住所変更の届け出をしてください。

☆変更証明書の交付 町名地番改正にともなう変更証明書は次のとおり交付します。

①住所変更証明書-市民課で

②町名地番改正証明書-建設部管理課(市役所第2別館-旧郵便局跡)で





やお市政だより

第516号

4

昭和49年11月5日

市の話題



●みのりの秋に...

市立老人福祉センター利用の老人と、市立養護老人ホームのお年寄りら約150名が24日、恩智の青少年キャンプ場で柿狩りを楽しみました。家に閉じ込めりがちな60歳以上のお年寄りに戸外でのびのびしてもらおうと同センターが企画したもの。赤く熟した柿をめぐってどの老人も子供にかえってはしゃぎ回りました(写真上)。

18日、刑部小学校では5年生が学校近くの田んぼで稲刈りをし、収穫の喜びを味わいました。理科学習に出てくる稲の生育観察を実際に調べようと、さる6月、近くの農家の好意で借りた600㎡の休耕田に苗を植え、大切に育てていたものです。この日は全員持ちなれぬカマを手に大奮闘、1人10株ずつ刈り取りました(写真右)。



●長池地区で「愛の献血運動」

長池地区福祉委員会(鈴木武司委員長)では、昭和43年から毎年府赤十字血液センターの協力を得て献血を行っています。輸血用血液不足の折、同地区では毎年100名近くもの協力者があり、ますますこの善意運動は高まっています。

26日は八尾中と長池小で行われましたが、日赤奉仕団婦人部の応援もあって多数の協力者を得ました。



●久宝寺緑地で「手をつなぐ子らの会」

養護学級児童、生徒の親睦をはかり、集団における生活学習や心身の訓練をしようと、29日府宮久宝寺緑地公園で市民憲章推進協議会主催「手をつなぐ子らの会」が開催されました。

これには、市内養護学級児童、生徒ら約300名が参加、みんなで風船わり、玉入れ、徒競走などのスポーツを楽しみました。



●金婚を祝う会

今年金婚を迎えた市内105組の夫婦を市民ホールに招いて第12回金婚を祝う会。が29日午後開かれました。老人クラブの歌の合唱のあと、大橋市長が金婚者代表西山本町4丁目 佐々木重克さん(72歳)に記念品として金盃を贈り、50年間もの長い間苦楽を共にしてこられたご夫妻にお祝いの言葉を述べました。

しあわせを築く道 部落解放をめざして ⑬

■識字学級(よみかき教室)その2

前回は、部落解放運動の一環として取り組まれている識字学級について述べましたが、現在識字学級で学習されている一婦人の作文をとりあげ、文章の中ににじみでいる部落差別の重さ、そして母親としての願い、部落差別に対する闘いの心情を理解し、学び、共に市民として差別をなくす明るい町づくりに立ち上がろうではありませんか。――

「わたしの生いたち」 67歳女

わたしの生まれたとちの、かんきょうがわるいゆえ、じをしらぬ人たちがたくさんおられます。そのとき、わたしのおとうさんやおかあさんもさべつされたから、がっこうへやれないで子どもをそだてたのです。

学校へいけなくて、しごとばかりしてほかになんにもしなかったのです。

ある日のこと、なにか人が走っていくのを見かけました。でてみればたくさんの人たちが、水へいしゃの歌を歌いながら歩いていました。そのときの歌は三百万のきょうだいとわかりました。

それからしばらくして、わたしはおよめにいきました。また、しごとにでかけました。いってみればじぶんのしてきたしごとでなく新しいしごとで、なかなかたいへんです。そのうちみんなの人と口をきくようになりました。みなさんはとってもやさしくしてくれました。ある人がひとりだけ、じをしらぬわたしにいたずらばかりして、わたしがはなしをすれば、なにか字を書いてみんなにみせてくれます。そんなことはたびたびありました。

ああ、わたしが字をしらぬゆえ、こんなにもつらいことはない、とおもいました。

それだけではなく、町にでかけても、でん

しゃやバスにのるのには、むがくのわたしてはたいへんです。なにかほしくても字のよめないことは、たいそうつらいことです。50年もどれいのようにはたらいてきました。わた



熱心によみかきの練習をする婦人

しのじんせいは、口ではいいきれないほどのくろうばかりです。いまおもいだしてもなげできません。こんなおもいは、子どもにはぜったいさせたくないとおもいます。わたしは3人の子どもには字をぜったいおしえたいとおもって、あめの日もかぜの日も、おくりむかえしました。そのかいあって、3人の子どもは、こうこうをそつぎょうしました。わたしも、りんぼかんで読み書ききょうしつがはじまったので、いちばんにでてきました。

いまでは、こうしてじぶんのおもったことがかけるようになってきました。これもわたしの力でなく、みなさんのおかげです。わたしはたいそううれしいです。

わたしを手本として、子どもだけは、しつかりときょういくをつけましょう。

りんぼかんのみなさん、きょういくをまもる会をしっかりとおねがいします。



議会だより

第74号
昭和49年11月5日

編集委員会委員
宮西栄太郎 小枝 洋二
小林清次郎 柴谷 光壽
岩口 正治 熊倉 奎二

本会議

●会議のあらまし

■9月定例会

9月定例会は、9月24日から10月4日までの11日間開かれました。

この定例会では、7月市会から閉会中の継続審査となっていた昭和48年度の水道、病院両事業会計決算の議決をしました。

また7月市会で否決した、し尿汲取り手数料をはじめ、一般会計第5号補正予算など総数41件についても原案可決および承認等を行いました。

本会議（第1日）

本会議第1日は、9月24日に開会し、市長提出議案について提案理由の説明があり、そ

れぞれの質疑を経て、各常任委員会に付託しました。

このあと市政に対する個人質問を行い散会しました。

本会議（第2日）

本会議第2日は10月4日に開会し、各常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について委員長報告があり、各議案を議決し、続いて昭和48年度の7会計の決算議案（閉会中継続審査）ならびに人事案件2件（公平委員会、教育委員会の委員選任）について議決のあと、さらに議員定数調査特別委員会を設置しました。

最後に決議6件を可決し、9月定例会を閉会しました。

9月定例会の日程

- ◎9月24日 本会議（第1日）
- 26日 文教民生委員会
- 27日 保健経済委員会
- 30日 建設委員会
- ◎10月2日 総務委員会
- 2日 保健経済委員会
- 4日 本会議（第2日）

●質問と答弁

＝曙川北土地区画整理事業は予定通り完成するのか＝

【質問】 本事業の鈍化とも思える工事進捗状況からみて、49年度中に全ての工事が完了するか疑問であり、地元民は不安を抱いている。再度本事業の完成見通しについて明らかにしてほしい。

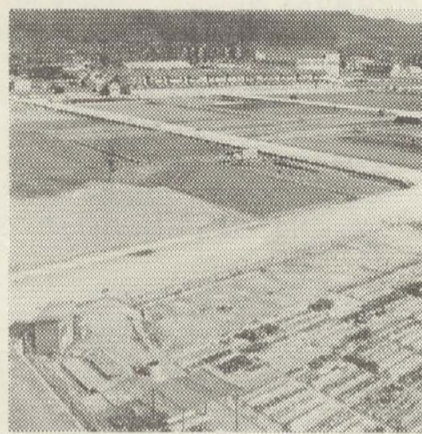
【答弁】 現在までの本事業の進捗状況については、4公園の築造整備、街路築造(15,300米)、街路舗装(3,670米)、建物移転(85戸)その他、上水道、都市ガスの布設等を行い、ほぼ完成に近づいている。

しかし、家屋等の移転交渉問題、埋蔵文化財の発掘調査、ならびに政府の総需要抑制政策に伴う資金難等の問題により、予定より若干遅れているのは事実である。

今年度中には残り(5戸)の建物移転や、移転あとの道路築造工事、街路舗装工事等を完了し、来年度には事業の最終段階である換地処分を行い、本事業が完成するよう、より一層の努力を重ねる所存である。

＝府道平野中高安線の陸橋の全面開通はいつか＝

【質問】 府道平野中高安線の拡幅工事に



完成間近い曙川北土地区画整理事業

伴う山本五月橋以東の陸橋が、片側通行のまま、——現在まで相当長期間にわたり危険な状態で放置され、未だ全面開通が実現していない。過去においても再三指摘したが、市当局は本問題に対し、どのように対処されてきたのか、さらに完通の見通しについて明らかにしてほしい。

【答弁】 平野中高安線の拡幅工事については、用地買収の難航が事業に支障をきたしているとのことで、かねてよりこの早期解

決に努めるよう府に対し再三の要請はしている。なかでも、とりわけ五月橋の陸橋の問題については、来年3月には全面開通ができるよう、なお一層の要請をしていきたい。

＝図書館建設と図書活動について＝

【質問】 生涯教育が叫ばれている今日、学校教育と並行して、社会教育が重要な位置を占めている。そのためには社会教育施設として、図書館の建設は必然的なものである。全国20万以上の都市において、図書館を持たない市は他に類をみないものである。

よって、図書館建設の見通しと、図書活動のあり方について見解を示してほしい。

【答弁】 図書館の建設は緊急を要する課題であると考えてはいる。

しかし、財政悪化の情勢下においては難問題であり、総合庁舎構想と相まって、文化センター建設計画の中で検討していきたい。

また図書活動については、本年度より家庭文庫、とりわけ児童文庫の充実が努めてきたが、増加する読書熱に対し飽和状態の現況にあり、配布地域のアンバランス等、諸問題を考えると、移動図書館、学校図書室の整備と充実をはかるよう、一層の努力をしたい。

9月定例会で可決された決議の内容は、次のとおりです。

■同和対策事業特別措置法完全実施を要望する決議

同和问题解決のため、昭和44年6月に同和対策事業特別措置法が定められた。

しかし政府は、5年を経過した現在も同法を完全実施しないため、地方財政は著しい圧迫をうけている。

よって政府は、同和问题の解決のために、早急に同法を完全実施するよう要望する。

■狭山事件の公正裁判の要請に関する決議

狭山事件の控訴審に対する判決が、10月31日に東京高等裁判所において言い渡される運びとなった。

石川被告は第一審の死刑判決は、警官による差別的偏見と予断に基づく捜査ならびに虚偽の自白をもとにしたものとし、国民各層にも公正裁判を要求する運動が広がっている。

決議の内容

よって、去る45年に決議した「狭山事件の公正裁判の要請に関する決議」を再度要望する。

■学童保育に関する要望決議

生活難のきびしいなかで、働く母親とともにカギっ子が増え続けている。

八尾市の学童保育についても、施設や遊具が不完全で、指導員の身分も不安定である。

この学童保育の重要性を厚生省でも認め、昭和50年度予算で実施を表明している。

よって政府は、早急に学童保育を制度化し、市町村に対しても学童保育が完全実施できるように財政措置を講じるよう要望する。

■在日朝鮮人の基本的な人権と社会活動の自由を保障する要望決議

金大中事件や朴世撃事件を契機に、朴政権は日本に対し、在日朝鮮人への弾圧を強要しようとしている。

しかし朝鮮総連は日本の内政に干渉せず、日本の国内法を尊重している。

よって政府は、憲法、国内法、国際法、国際慣例に基づき、在日外国人の基本的な人権と社会活動の自由を保障することを要望する。

■人口急増過密都市対策の改善に対する要望決議

わが国経済の高度成長に伴い、人口急増過密都市は、各種公共施設の整備・維持管理、住民の行政に対する複雑多様化する需要に追われ、他の市町村に比べて膨大な財政需要をかかえている。

このような現況をみて、各関係団体は人口急増過密都市の財政需要に対処するには、一地方公共団体の問題だけでなく、国の責任において対処すべきであると強く訴えている。

よって政府は、人口急増過密都市問題の解決にあたっては国の責任を明確にし、現行地方税財政の抜本的改善を行うよう要望する。

■インフレによる国民の預貯金の目減り補償に関する要望決議

昨年来のインフレにより国民の生活は苦しくなり、その乏しい収入の中から算段したささやかな預貯金がインフレの進行により、この1年間に実質的には約20%も減価しており、国民の希望と活力を失わせている。

よって政府は、すみやかにインフレ終息の施策をとり、預貯金の目減り分の補償についても適切な措置をとるよう要望する。

＝議員定数調査特別委員会を設置＝

9月定例会において、市議会議員の定数について調査するため、特別委員会が設置されました。

本市の議員定数は、現在36名となっていますが、自治法では人口20万人以上の市においては、44名まで定めることができます。

委員会は、さっそく去る10月16日第1回の会合をもち、今後の活動計画を協議した結果審査の参考とするために有権者の10%を対象にアンケートをとることに決定しました。

近々アンケート用紙の配付を行いますのでよろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎議員定数調査特別委員会名簿(10名)

- 委員長 浜田 昌雄
- 副委員長 浦 宗二
- 委員 友林 永市、大村 清
- 小林清次郎、西野 正雄
- 高田 寛治、阿部 孝
- 岩口 正治、北村 善蔵

議員定数について

アンケートにご協力を



議会だより

委員会

●し尿汲取り手数料の改定について

【議案の内容】

し尿収集の円滑化、近代化と合わせて体制の整備をはかるため、去る7月定例会で否決された同じ内容のものが、再度提案されたものであります。

改定案、一般家庭手数料

便壺1個につき 世帯割 月額 200円
人頭割 1人1回につき50円

【質疑】

7月定例会以降において、し尿収集体制に改善を加えたのか。

【答弁】

作業員とバキューム車を集中管理できる詰所を設置した。

また、収集地域の分散をはかるため4班編成を11班に改め、各班に班長を置いて、責任体制を明確にしていく。

＝市民苦情の解消はできたのか＝

【質疑】

今回の業務の一本化と改善によって、汲み取り遅延に対する市民苦情は、解消されているのか。

【答弁】

現在も苦情はある。この原因は、班編成に伴って作業員に大幅な異動が生じたので、一部において地域の実態がつかめず汲み忘れ、取りこぼしが出たが、この問題は2、3回汲み取れば実態もつかめるので、解消されると考えている。

【質疑】

実質的に9月から月2回収集が実行されていないのに、なぜ9月1日にさかのぼって料金改定をするのか。

【答弁】

市民苦情の内容が変わってきた。数カ月前は月2回収集の体制がとれていないために発生した苦情であった。

しかし現在は、11班中10班は月2回収集の実績を持っており、残りの1班も1日遅れただけであり、苦情件数も大幅に減っているので、一応の体制整備はできたと考えている。

＝今後、月2回収集は守れるのか＝

【質疑】

【議案の内容】 志紀地区住民が学習、保育、休養または集会のために利用する学習等供用施設を開館するものであります。

【質疑】

開館にあたり施設の運営および管理については、十分検討したのか。

【答弁】

運営については地域住民の意見を十分反映させるため、各層から代表者を選び運営協議

経営の一本化ならびに今回の業務の一本化等によって、必ず月2回収集が実行できる確信はあるのか。

【答弁】

各班ごとに月2回収集の作業計画に基づいて業務を行っており、ようやく軌道に乗ってきた。

過去、市民に多大のご迷惑をかけたが、今後は月2回収集の定着化が清掃行政の大きな課題であるとの認識のもとに万全を期していく覚悟である。

＝なぜ本市だけが高くなるのか＝

【質疑】

7月定例会でも指摘したが、本市の料金がなぜ府下平均の2.3倍と高額になるのか。その理由と根拠を示せ。

【答弁】

今回の料金改定の算出根拠は、月2回収集にかかる総経費から割り出したものである。この経費は一般会計でまかなうことが理想ではあるが、苦しい財政事情であるので、市民に負担をお願いしたい。

ただ、他市との比較については、①業務体制・組織のちがひ、②地理的条件、③収集能率の問題、④一般会計からの繰出状況等の諸条件の差異によって汲取単価に差が生じているので、単純に比較できない。

＝確信ある資料の提出を要請＝

【経過】

委員会は、なぜ本市の手数料が府下の一の高額な手数料になるのか。府下衛星都市の実態と料金算出根拠となっている資料に基づいて質疑を交わしました。

その間、資料に不備な点が発見されたので、これの再確認を促すとともに、市民負担にかかわる重大な案件である以上、もっと確信のある資料の提出方を強く要望しておきました。

＝公社制の発足時期を示せ＝

【質疑】

公社制の発足がし尿収集の市民苦情を解消する唯一の方法と力説されてきたが、いまだ

会を設置している。管理については、とりえず2名の職員で管理をする予定であるが、来年にはもっと職員を増やしたい。

【質疑】

施設の開館時間および休館日については、地域住民と十分話し合いをしたのか。

【答弁】

地域住民との話し合いの中では多少の問題もあったが、一応の納得を得たと思う。

なお日曜日についても今後検討して、開館

にその具体策が打ち出されていない。

いつから公社制を発足されるのか。

【答弁】

月2回収集の実行手段として、今日まで経営・業務の一本化に取り組んできたが、これらの公社制発足時の問題を現状の打開策として先行的に対処したものであって、実質的には公社制に踏み切ったと同然である。

現在、先進都市の実態を調査しているが、50年度からは発足できると考えている。

【討論】

反対討論①、この種の手数料は無料にすべきであるにもかかわらず、府下一の高額な手数料になること。ましてこの理由や根拠は薄弱であり、資料も不備な点が多々あった。

こんなことでは、市民は理解するどころか行政に対し、不信感をいだくだけである。

②、月2回収集の完全実施と公社制の公約が果されていないのに、料金改定のみが実施されることは納得できない。

賛成討論①過去、いろいろ問題を起こしたが、現実の問題として、本市のし尿汲取り業務の円滑な執行を確保するためには、料金改定がいかに切実にして緊急性をもっているかは、今期定例会で再度提案されていることで十分に理解できる。

よって、市民苦情の解消をはかるため、月2回収集の早期定着化と公社制のすみやかな実施を要望して賛成する。

【審査の結果】

賛成多数をもって、原案どおり可決することを適当と認めました。

以上が委員会での審査経過であります。本会議においては、反対、賛成討論の後、採決に入った結果、可否同数（賛成、反対者の数が同じ）により議長裁決で原案可決しました。

新旧料金対照表 (月額)

	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
新料金	500円	600円	700円	800円
旧料金	200円	300円	300円	300円

●学習等供用施設について

【議案の内容】

志紀地区住民が学習、保育、休養または集会のために利用する学習等供用施設を開館するものであります。

【質疑】

開館にあたり施設の運営および管理については、十分検討したのか。

【答弁】

運営については地域住民の意見を十分反映させるため、各層から代表者を選び運営協議

会を設置している。管理については、とりえず2名の職員で管理をする予定であるが、来年にはもっと職員を増やしたい。

【質疑】

施設の開館時間および休館日については、地域住民と十分話し合いをしたのか。

【答弁】

地域住民との話し合いの中では多少の問題もあったが、一応の納得を得たと思う。

なお日曜日についても今後検討して、開館

できるようにしたい。

【質疑】

このような文化施設を将来各地域に設置して、すべての市民が利用できるようにすべきであるが、今後の計画はあるか。

【答弁】

今後は各地域に労働会館の分館を設置したいが、現在のところ具体的な計画はない。

去る7月定例会から閉会中の継続審査となっていた水道・病院両会計の決算審査の主な内容は次のとおりです。

●水道事業会計

48年度決算では累積欠損金として約3億8000万円を計上している。

＝有収率を高める方策を講じよ＝

市民から漏水の通報があっても迅速に措置されていないと指摘したのに対し1年間むだな漏水が140万、金額にして5183万円になるこれを少しでも減らすため、止水栓の台帳の再作成等漏水対策に積極的に取り組む。

＝水資源の確保について＝

地盤沈下規則と自己水の確保の関連と低区

第3配水池の築造に関しては「地下水の汲み上げ規制を受けているので、この分を府管水で補ってもらふことと、これに伴う経費負担を府に要望している。

また、配水池の用地は近く取得できる見通しにあるが、工事については、地すべり等が起らないよう過去の体験を十分に生かして52年度活用を目的に事業を進める。

＝49年度の財政見通しは＝

49年度の財政見通しは、景気の停滞、節水意識の浸透等による収入の鈍化、反面、支出面では人件費、電力費等の増大により、当初

見込みの2億3000万円の純利益が一挙に6500万円の赤字額を見込まざるを得ない。

委員会は、またもや料金改定につながるようなことがないよう、より一層の企業努力を要望しておいた。

●病院事業会計

48年度決算においては、単年度収支で2億9420万円の純損失が生じ、累積赤字額は7億円を越え、厳しい事態にあります。

＝赤字解消策について＝

国、府、市の各々の医療行政分野を明確にして、国、府が施策を講ずべきである。これ

ができないのなら、それ相当の負担を自治体病院に援助すべきであると要請している。

＝企業努力の余地はないのか＝

企業性を発揮するため、部長医長会を設置し、病院財政の厳しい現状を十分認識させ、収益増をはかっている。

さらに、ご指摘のあった薬品、医療器具等の購入、あるいは院内売店等の賃貸施設の運用についても、患者サービス、企業収益の両面から十分な検討を加えていきたい。

＝医療制度の改正について＝

市立病院の使命である市民の生命と健康を守るため、医療制度の抜本的改正と、国の積極的な財政援助方について、強力な運動を展開するよう強く要望しておいた。

決算審査のあらまし